**１　老齢厚生年金（65歳以降）**老齢厚生年金は次のように計算します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **老齢厚生年金**（報酬比例部分 + 加給年金額＋経過的加算） | ＋ | **経過的職域加算** （退職共済年金） | ＋ | **年金払い 退職給付** | ＋ | **老齢基礎 年金** |

**ア　報酬比例部分**

（平成15年4月１日以後の期間）

|  |  |
| --- | --- |
| 平均標準報酬額 | ×5.481／1000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数 |
|  | （組合員期間） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＋

（平成15年3月31日までの期間）

|  |  |
| --- | --- |
| 平均標準報酬月額 | ×7.125／1000×平成15年3月までの被保険者期間の月数 |
|  | （組合員期間） |

**イ　経過的職域加算額（退職共済年金）**

上記アの報酬比例部分とは別に、平成27年9月までの期間を基礎とする職域年金相当部分を「経過的職域 加算額（退職共済年金）」として支給します。計算式は次のとおりです。

（平成15年4月1日から平成27年9月30日までの期間）

|  |
| --- |
| 平均給与月額×1.096／1000(※１)×平成15年4月～平成27年9月の組合員期間の月数 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＋

（平成15年3月31日までの期間）

|  |
| --- |
| 平均給料月額×1.425／1000(※２)×平成15年3月までの組員期間の月数 |

※１ 被用者年金一元化前後の公務員共済組合の加入期間が20年未満の者は0.548／1000。

※２ 被用者年金一元化前後の公務員共済組合の加入期間が20年未満の者は0.713／1000。

**ウ　平均標準報酬月額（平均給料月額）と平均標準報酬額（平均給与月額）**

 **H15.4 H27.10**

**Ａ　　　　　 　 ▽　　　 B　 ▽　　C**

1. 平均標準報酬月額　　　　　　② 平均標準報酬額

　　　　 （平均給料月額）　　　　 　　　　　　　　（平均給与月額）

1. **平成15年3月までの間**

平均標準 ＝ Aの各月の掛金の標準となった給料の額×再評価率（※1）×手当率(※2)の合算額

　 報酬月額　　　　　　　　　　Ａの組合員期間の月数

（平均給料月額）

1. **平成15年4月以降**

平均標準報酬額 ＝Ｂの各月の掛金の標準となった給料の額×再評価率×手当率

（平均給与月額）＋Ｂの期間の掛金の標準となった期末手当等の額×再評価率

　　　　　　　 　　＋Ｃの各月の標準報酬月額の額×再評価率

　　　　　　　　　 ＋Ｃの期間の標準賞与額の額×再評価率　の合算額

Ｂの組合員期間の月数＋Ｃの被保険者期間の月数

※１再評価率とは、過去の掛金の標準となる額に対して一定の率を乗じ、当時の額を算定時点 の水準に置き換えるための率

※２手当率は、一般職の職員である組合員は「1.25」

　　　　　　　特別職の職員である組合員は「1」

**エ　加給年金額**

被保険者期間が20年以上ある者が65才に達したとき、その者によって生計を維持されていた（年収850万円未満、原則同居等の要件あり）

・65歳未満の配偶者

・18歳到達年度の末日までの間にある子

・20歳未満の子で障害等級が１級、２級に該当する障害の状態にある子

があるときは、次の加給年金額が加算されます。

(ア)　配偶者　390,500円×改定率

(イ)　子　　 2人まで１人につき224,700円×改定率

3人目から１人につき74,900円×改定率

(ウ)　加給年金額は、配偶者については65歳に達したとき、子については18歳に達した年度の末日、又は障害の子が20歳に達したとき等に加算されなくなります。

(エ)　配偶者が老齢年金（加入期間20年以上（20年未満でも20年とみなされるものを含む。））又は障害年金等を受けられる間は、加給年金額が停止されます。

**オ　経過的加算**

　　　　65歳以降に支給される老齢基礎年金の算定基礎期間に含まれない被保険者期間（20歳未満の期間及び60歳以後の期間をいいます。）に係る老齢基礎年金に相当する額を65歳以降に支給される老齢厚生年金に加算するものです。

　　　※経過的加算の額

定額単価　　　　　　　　**×**　被保険者期間の月数　**－**老齢基礎年金のうち保険者期間に

(1,628円×改定率） 　（480月上限) 　 　 　係る部 分に相当する額　(注1)

(注1) 老齢基礎年金のうち被保険者期間に係る部分に相当する額

(780,900円×改定率)×被保険者期間のうち老齢基礎年金の算定基礎となった月数／480月

　　　　　　　　　 （被保険者期間のうち20歳到達月から60歳到達の前月までの期間）

**カ　年金払い退職給付**

　　　　被用者年金制度の一元化に伴い、公的年金とは別枠の民間の企業年金に相当する労使折半の年金として、平成27年10月から創設されました。

　　　　年金払い退職給付には、**退職年金**，公務障害年金及び公務遺族年金があります。

(1) 退職年金の種類（65歳支給（60歳から繰上げ可能））

ａ 終身退職年金

ｂ 有期退職年金（10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能））

ｃ 有期退職年金に代わる一時金，遺族に対する一時金，整理退職の場合の一時金

(2) 積立時

平成27年10月以後の毎月の標準報酬月額及び期末手当等の額をもとに算出した付与額を積み立てます。また、これに利息を合計した額を「給付算定基礎額」といいます。（付与額＝標準報酬月額等×付与率（1.5%））

(3) 年金受取時

〇給付算定基礎額をもとに、年金額を算定します。

〇年金払い退職給付に係る年金（退職年金）は，半分が有期年金、半分が終身年金となっています。

〇有期年金は20年または10年での分割受給を選択、一時金として受給することもできます。

〇原則として65歳からの受給ですが、60歳まで繰上げ、または70歳まで繰下げて受給することもできます。

〇本人死亡の場合は、終身退職年金部分は終了し、有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給します。